

郡山市総務法務課長
（公 印 省 略）

原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置の実施期間延長と
申請内容確認書の提出について（通知）

標記の件につきましては、国土交通省及び復興庁において、平成25年4月26日から原発事故により避難し、二重生活をされている家族の再会を支援する目的で、令和7年3月31日までの間、母子避難者等を対象とした高速道路の無料措置を実施しております。高速道路の無料措置を受けるためには、令和3年度から、証明書を毎年度更新することが必要ですので、下記により手続きをお願いいたします。

なお、令和7年度母子避難者等に対する高速道路の無料措置につきましては、福島県から、次の点に留意するよう連絡がありましたので、併せてお知らせします。

<留意点>

- ・母子避難者等高速道路無料措置の期間延長を盛り込んだ予算案が今期の通常国会に提出されました。
- ・本手続きは、国会での予算成立を前提とした事前準備であり、本予算案が国会で承認された場合は、無料措置が延長される見通しです。
- ・承認を得られない場合は、無料措置は延長されません。

記

1 無料措置継続期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで（見込み）

※更新手続き実施のため、見込み段階ではありますが手続きの御案内をお送りしております。

2 証明書更新に関する手続きについて

(1) 提出書類

別添【お知らせ】（カラー印刷書類）をご確認ください。

(2) 提出期限

令和7年3月14日（金）

3 その他

- (1) 現在ご利用の証明書については、令和7年4月1日からは使用できな

くなります。忘れずに更新手続きをお願いします。

- (2) 令和7年度証明書は国会での予算成立後、順次対応させていただきます。なお、令和7年3月28日（金）までに令和7年度証明書がお手元に届かなかった場合は、担当までご連絡ください。
- (3) 避難終了等で、すでに証明書を返却している場合は行き違いですので御了承ください。
- (4) 市ウェブサイトでも、本通知と同様のご案内を掲載しております。

担当：〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市総務部総務法務課避難者支援係 大和田・佐藤 TEL:024-924-2031 / FAX:024-924-0956 E-mail:soumuhoumu@city.koriyama.lg.jp
--